（その１）

収　支　報　告　書

令和　4　年分
（令和　　年　　月　　日開催分）

※該当箇所に☑すること

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有　　☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　泉田　裕彦
公職の種類　衆議院議員

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※ 団体コード

1 政治団体の名称（ふりがな）　りそうかい　里想会

2 主たる事務所の所在地　〒949-5415　新潟県長岡市岩田3909番地2

3 代表者の氏名　丸山　智

4 会計責任者の氏名　高木　英明

事務担当者の氏名
高橋　昭二

電話番号
0258-89-8506

新潟県選挙管理委員会 選 -5.4.-4 令和 受付 時 号

りひろ ⑦

（その２）

収 支 の 状 況

１　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・Ａ＝Ｂ＋Ｃ	473,510
（前年からの繰越額）・・Ｂ＝前年の収支報告書のＥと一致	0
（本年の収入額）・・・・Ｃ＝様式（その２）～（その６）の合計と一致	473,510
支出総額・・・・・・・・・Ｄ＝様式（その13）の合計と一致	241,535
翌年への繰越額・・・・・・Ｅ＝Ａ－Ｄ	231,975

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	223,500
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	24

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ｱ)個人からの寄附	10	様式（その７）と一致する
（うち特定寄附）		
(ｲ)法人その他の団体からの寄附		様式（その７）と一致する
(ｳ)政治団体からの寄附	250,000	様式（その７）と一致する
小　　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	250,010	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		様式（その８）と一致する
イ　政党匿名寄附		様式（その９）と一致する
合　　計　　（ア＋イ）	250,010	

（注）上記（２）寄附の欄に数字が入る場合には、必ず（その７）を添付してください。

（その７）

（７） 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	個　　人	
寄 附 者 の 氏 名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、 主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備 考
こ の 頁 の 小 計					
そ の 他 の 寄 附	10				
合　　計	10				

（注1） 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

（注2） 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

（注3） 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その７）

（７） 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	政治団体	
寄 附 者 の 氏 名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、 主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備 考
泉田裕彦政治経済防災研究会	250,000	R4 11 24	東京都千代田区永田町2-1-2	泉田裕彦	
この頁の小計	250,000				
その他の寄附					
合　　計	250,000				

（注1） 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

（注2） 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

（注3） 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	0	
小　　計	0	経常経費(1)～(4)の計
2　政治活動費		
(1) 組織活動費	241,535	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行	0	
その他の事業費	0	ア＋イ＋ウ＋エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小　　計	241,535	政治活動費(1)～(6)の計
合　　計	241,535	

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（バスツアー費用）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
保険料	11,400	R4 11 25	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
消耗品費	15,839	R4 11 25	アクシアルリテイリング株式会社	新潟県長岡市中興野18-2	
昼食代	76,730	R4 11 26	株式会社中央開発	新潟県長岡市寺泊野積107	
交際費	13,261	R4 11 26	株式会社にいがたワインビレッジ	新潟県新潟市西蒲原区角田浜1661	
バス借り上げ代	93,500	R4 12 1	株式会社中之島交通	新潟県長岡市中之島1982-14	
この頁の小計	210,730				
その他の支出	30,805				
合計	241,535				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無についてチェックしてください。
（注）有にチェックした場合は、項目別区分ごとに(その18)が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

（※　添付したものに○をつけてください）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　5 年　3　月　16　日

政治団体の名称　　里想会

会計責任者の氏名　　高木　英明

代表者の氏名（解散時のみ記入）

1　会計責任者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類を提示又は提出、その代理人が届け出る場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類を提示又は提出してください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではありません。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が届け出る場合は、本人確認書類を提示又は提出、これらの者の代理人が届け出る場合は、当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類を提示又は提出してください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではありません。

政治資金監査報告書

令和　5年3月16日

里想会
代表　丸山　智　殿

登録政治資金監査人　古川和夫
登　録　番　号　第　3631　号
研修修了年月日　平成22年9月7日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という）第19条の13第1項の規定に基づき里想会の令和　4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、里想会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定

する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

里想会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上